

事 務 連 絡

令和6年6月28日

各都道府県 建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法
及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を
改正する告示について（周知）

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項等において、特定行政庁が指定する特定建築物等（以下「特定建築物等」という。）及び特定行政庁が指定する特定建築設備等（以下「特定建築設備等」という。）については定期調査・検査・点検（以下「定期調査・検査等」という。）を行わなければならないこと等が規定されております。

今般、定期調査・検査等の高度化のあり方及びデジタル化のあり方について検討を進めてきたところ、定期調査・検査等の合理化や新技術の活用を可能とするため、告示を改正（令和6年国土交通省告示第974号。（令和6年6月28日公布、令和7年7月1日施行）以下「改正告示」という。）したところですが、報告者の業務負担軽減・効率化を図るため、改正告示のうち「目視」を「目視又はこれに類する方法」に改める部分に関しては、公布日以降に運用を開始して差し支えない。

なお、「これに類する方法」とは、「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査 ガイドライン」に則った調査の他、定期調査・検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープや双眼鏡、赤外線装置、可視カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。

（参考資料1）「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査 ガイドライン」

<担当>

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付

電話：03-5253-8111（代表）

担当：藤本